



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 31 年 4 月号

代表
便り

国際観光旅客税

確定申告もラストスパートの時期で、かなり疲弊しています。
頭の中の 99% は、仕事。残りの 1% は、確定申告が終わった後の妄想をするのが、恒例行事です (笑)

さて気分転換といえば、旅行。旅行といえば、海外。海外といえば、「国際観光旅客税」、
ということで (^ ^ ;)

今回は、平成 31 年 1 月 7 日から、しれっと施行されている、この税金について解説して
いきたいと思います。

…解説といっても、ほぼ一般の人は、飛行機や船舶の代金に上乗せされるわけでした、何
ら意識しないで徴収される、酒税やたばこ税と同じようなものです。
しかし、こんな人はどうなるの? という重箱の隅をつつくような話をしていきます。

Q: 天候悪化で日本に降り立った飛行機が出国の際に
課税される?

A: 課税したら怒られそうだから非課税



Q: トランジット (乗り換え) で日本で乗り換える人は、
かかる?

A: ハブ空港化を妨げるので非課税

(ただし 24 時間以内の乗り換えの場合)



Q: オイラ、まぐろ漁船で太平洋のど真ん中へ
行くんだけど、課税されるんか?

A: 客ではないので、課税されません。



Q: おいらお相撲さんだから、エコノミー 2 席分
予約してるんだけど?

A: 1 人分で OK です。



Q: ハーイー。

A: イクラちゃんは 1 歳半くらいとのことなので、
2 歳未満は、課税されません。



本店 便り

文責：亀田

花粉症とJリーグ

花粉症の季節到来！！
すでにマスクとティッシュは手放せません。今年は飛散量が多いので、初めて花粉症になられる方が多いかもしれませんね！



春といえば花粉ですが、最近はJリーグが楽しみです。
後輩のT君はジュビロ磐田、後輩のMさんは名古屋グランパスのサポーターです。二人ともスタジアムに足を運ぶほどの熱烈サポーターなので、週明けはサッカー談義で盛り上がっています。

去年は、両チームとも残留争いを演じましたが、今年はどうなるか楽しみです！
もちろん、私は地元の名古屋グランパスを応援しています！！

インター店 便り

文責：福島

働き方改革

いよいよ4月、新年度の始まりですね。2月にインター店へ異動になり早2か月…事務所周辺の木々の緑も色鮮やかになってまいりました。

さて、4月から「働き方改革」へ労働基準法が改正となります（安倍首相が提言していたアレです）。改正のポイントはズバリ「労働時間法制」の見直しです。

その中から主な3点を挙げると、

①時間外労働の上限規制

従来、臨時的な特別な事情がある場合は一定の条件の元、青天井に残業させることが出来ていた時間外労働に制限が設けられました。（中小企業は2020年4月～）

②月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ

現在中小企業は猶予されている月60時間超の割増賃金率50%が、
2023年4月から義務化となります。

③年次有給休暇の取得促進

使用者に年5日の時季指定による取得が義務づけられました。
詳細は厚生労働省パンフレット等でご確認ください。



4月の臨時休業及びゴールデンウィーク中の休業日のお知らせ

誠に勝手ながら、**4月12日（金）は臨時休業**とさせていただきます。

また、ゴールデンウィーク中の休業日は、**4月28日（日）～5月6日（月・祝）**です。

（5月7日（火）より通常営業致します。）

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご了承を賜りますようお願い申し上げます。



経営 情報

文責：伊藤

修繕費の取扱いについて

建物や機械など、会社が持っている目に見える財産を「有形固定資産」といいます。

この有形固定資産の機能を維持していくために使う費用が「修繕費」です。具体的には建物の壁の塗り替えや屋根の修理、機械等の保守整備・部品交換などが当てはまります。



一度に大きな金額がかかることもある修繕費ですが、経費として計上する際には「本当に維持・管理のための修繕なのかどうか」という点がポイントになります。

修繕の結果、固定資産の耐用年数が延びたり、資産価値が高まると、修繕費として認められなくなります。この金額は「資本的支出」と呼ばれます。

部品交換ひとつとっても、違う部品と交換して機械の性能が向上したり耐用年数が延びた場合は、資産の価値が増加したと考えられます。

資本的支出にあたる場合は、固定資産の購入額に金額を上乗せしたうえで、減価償却により費用化していきます。

(支出額が 20 万円未満の場合は修繕費として取り扱われます。)

大きな支出があった際には、明細や請求書を確認させて頂くこともあります。

ご不明点は担当者までお尋ねください。



無料経営相談実施中！！！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

4月開催スケジュール(予約必要)

- 4月10日(水) 午前10時より12時まで
- 4月17日(水) 午後1時より5時まで
- 4月25日(木) 午後6時より8時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**



行楽 日記

わんこマルシェ

先日、家族で木曽三川公園の『わんこマルシェ』へ行ってきました。

文責：大喜

『わんこマルシェ』というのは、主に犬に関連する様々なお店が並ぶイベントです。

ドッグフードやケージなど、企業が出店しているお店や、ペット信託の相談、ペット保険の代理店などが並ぶイベントもありますが、今回は手作りの犬のおやつや服、ハーネスやリードなど個人の方のお店が沢山並んでいました。

その他、アクセサリ、絵画や置物など、犬のグッズを制作しているクリエイターさんのお店もあり、チワワの小さな絵を購入しました。

お店を見たり、買い物をするのもとても楽しいのですが、ほとんどの方が犬連れで来てるので、普段あまり見かけないような犬種に出会えたり、同じ犬種を飼っている方とお話ししたりするのも楽しみの一つです。

この日はあいにくのお天気でしたが、我が家の愛犬は公園をたっぶり散歩することが出来て、満足している様子でした。

楽しそうにしているわんこ達をみて、癒された一日でした。



4月の税務



- ・ 2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…4月30日(火)
- ・ 8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）(半期分)
申告期限…4月30日(火)
- ・ 固定資産税（都市計画税）の第1期分
納付期限…4月中において各自治体の条例で定める日
- ・ 平成30年分所得税の振替納付
納付期限…4月22日(月)
- ・ 平成30年分消費税の振替納付
納付期限…4月24日(水)

三上税理士法人

- 本店
〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階
TEL:0568-36-2022 / FAX:0568-36-2039
- 春日井インター店
〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆ 共通メールアドレス
mikami@taxer.info